



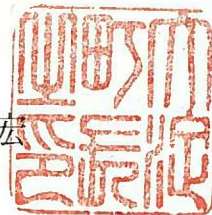
公 示 送 達 書

大淀町告示第 69 号

地方税法第20条の2の規定に基づき、下記の者の住所・居所が不明のため、大淀町役場人権住民保険課で送達すべき書類を保管しておりますので、受領権限を有する者には、いつでも交付します。

令和8年8月3日

大 淀 町 長 辻 本 眞 宏



送 達 す る 書 類 名	下記のとおり
送 達 を 受 け る べ き 者 の 住 所 氏 名	下記のとおり
書 類 の 保 管 場 所	大淀町役場 人権住民保険課
注 意 事 項	※本公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものと見なされます。

	送達する書類の名称	送達を受けるべき者	
		住 所	氏 名
1	地方税法等の規定に基づく通知書	奈良県吉野郡大淀町大字下湊1637番地の20	中尾 延博
2			
3			
4			
5			
6			